

7 転出による注意点

※定年年齢 改正前：60歳、改正後65歳の場合

在籍団体	A市			B市				
	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
(3)支給率（定年）	43.81695	45.32355	②46.83015	47.709	47.709	47.709	47.709	④47.709
(4)給料月額	①400,000			③280,000				
	※60歳時の給料月額の7割支給							

※前歴であるA市の給料月額等はB市退職時の退職手当額算定時には考慮されないため、

$$\textcircled{3} \times \textcircled{4} = \mathbf{13,358,520円}$$

※在籍団体がA市のみの場合（B市への転出なし）

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = 18,732,060$$

$$\textcircled{3} \times (\textcircled{4} - \textcircled{2}) = 246,078$$

18,978,138円（算定方法は「2 定年退職した場合の算定方法」参照）

※注意点

転出により他市町村に勤務する場合の具体例

- (1) 「退職時に所属していた団体」の履歴の給料月額を基に退職手当を算定する。
- (2) 次の場合、給料月額が「転出前の団体」>「退職時に所属していた団体」であっても、
「退職時に所属していた団体」の履歴を基に退職手当を算定するため、特定減額等には該当しないこととなる。
 - ・現所属団体を退職し、引き続き通算される地方公務員等となる場合（退職日の翌日から他市町村等に勤務する場合）
 - ※他市町村等：通算規定のある国・都道府県・市町村・一部事務組合等の職

※定年年齢 改正前：60歳、改正後61歳の場合

例1

	～R6/3/31	4/1～	～R7/3/31
在籍団体	A市		B市
(1)退職時年齢	60歳		61歳
(2)退職事由	自己都合（転出のため）		定年
(3)給料月額	400,000円		280,000円
	※通算規定により、退職手当を支給しない。		※60歳時の給料月額の7割支給

※B市の履歴（R6/4/1～R7/3/31）の給料月額を基に退職手当を算定

例2

	～R5/3/31	4/1～	～R6/3/31	4/1～	～R7/3/31
在籍団体	A市		C組合		A市
(1)退職時年齢	59歳		60歳		61歳
(2)退職事由	自己都合（転出のため）		自己都合（転出のため）		定年
(3)給料月額	340,000円		360,000円		238,000円
	※通算規定により、退職手当を支給しない。		※通算規定により、退職手当を支給しない。		※60歳時の給料月額の7割支給 （A市の給料表）

※A市の履歴（R6/4/1～R7/3/31）の給料月額を基に退職手当を算定

（同団体であっても、A市に所属していたR5/3/31までの履歴の給料月額は退職手当算定に使用しない）